

公立大学法人滋賀県立大学大学院長期履修規程

平成 19 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第112号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条の2第2項の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、「長期履修」とは、大学院学則第11条の2第1項の規定により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することをいう。

(資格)

第3条 長期履修をすることができる者は、人間看護学研究科に入学を許可された者のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難であると認められるものとする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他やむを得ない事情を有すると認められる者

(履修期間)

第4条 長期履修の期間は、入学時から起算して3年とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

(申請手続)

第5条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請に対しては、研究科会議の議を経て、学長が許可することができる。

(履修期間の短縮または取りやめ)

第6条 長期履修期間の短縮または長期履修の取りやめ（以下「長期履修期間短縮等」という。）を希望する者は、希望する修了の月の末日から起算して7か月前までに長期履修期間短縮・長期履修取りやめ申請書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請に対しては、研究科会議の議を経て、学長が許可することができる。ただし、長期履修期間短縮等は在学中に1回に限る。

3 前項の規定に基づき長期履修期間の短縮が許可された者の履修期間は、第4条の規定にかかわらず、2年と1学期とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

年 月 日

滋賀県立大学長 様

所 属 究科 専攻

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日

長期履修申請書

長期履修学生として承認いただきたく、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

長期履修 申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで (3年間)
申請理由	※勤務証明書または申請理由を証する書類を添付してください。
履修計画 〔年次ごとの計画を 記入してください。〕	

【以下は記入しないでください】

審査結果 可・不可	審査日 (研究科会議) 年 月 日	申請受付 年 月 日	審査結果通知 年 月 日
--------------	----------------------	---------------	-----------------

(様式第2号)

年 月 日

滋賀県立大学長 様

所 属 研究科 専攻
学籍番号
(フリガナ)
氏 名
生年月日 年 月 日

長期履修期間短縮・長期履修取りやめ 申請書

長期履修の変更を承認いただきたく、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更前申請期間	年 月 日 から	年 月 日まで (3年間)
変更後履修期間	年 月 日 から	年 月 日まで
申請理由		
履修計画 〔年次ごとの計画を 記入してください。〕		
指導教員名	指導教員との協議日	年 月 日

- ※1 長期履修期間短縮後の履修期間は2年と1学期、長期履修取りやめ後の履修期間は2年です。
- ※2 長期履修期間の短縮または長期履修の取りやめが許可されるのは、在学期間中1回のみです。
- ※3 長期履修期間の短縮または長期履修の取りやめが許可されたときは、許可後の履修期間に応じた授業料額と既納付額との差額をただちに納付してください。納付がない場合、除籍されることがあります。
- ※4 必要に応じて参考となる書類を添付してください。

【以下は記入しないでください】

審査結果 可・不可	審査日 (研究科会議) 年 月 日	申請受付 年 月 日	審査結果通知 年 月 日
--------------	----------------------	---------------	-----------------